

裁判员候補者に対して、
通知が発送されました

いつもお世話になっております。

今年も残すところ、あと1ヵ月強となりました。街角では、一気にクリスマスモードで、年の瀬を感じますね！（事務所内はクリスマスモードではなく、年末調整のお仕事で感じます。。）

さて、今回は、裁判所からののお知らせです。裁判所から、『来年の裁判员候補者に対しての通知』が、11/12に発送されました。（来年、1年間に裁判员候補者となる人に対して通知されます。）

予想される裁判员裁判対象事件の数などによって、毎年変動し、平成25年分の名簿に登録される人数は全国で約259,200人、有権者全体に占める割合は、約402人に1人で、今年の365人に1人よりも、確率が下がっています。また事件ごとに裁判员候補者名簿の中から、くじで裁判员候補者が選ばれるので、すぐに裁判员に選ばれたというわけではありません。



しかしながら、仮に裁判员に選ばれると、一定の期間、会社を休むことにもなりますので、名簿に登録されたことの報告を求めることも必要になってきます。

400分の1という意外と高確率で名簿に選ばれるので、会社側としても、事前にルール化してはいかがでしょうか。

（上の報告以外に、実際に裁判员に選ばれた場合の、特別休暇・貸金についても定めておくことをオススメいたします。）